



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 エア・ウォーター株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 青木 弘  
(コード：4088、東証・大証各第一部・札証)  
問合せ先 広報・IR 室長 岸 貞行  
(TEL. 06-6252-3966)

## 「従業員持株会信託型 ESOP」の導入に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、当社グループ社員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型 ESOP」(以下、「本制度」といいます。 )の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入趣旨

当社は、当社グループ社員に対して業績向上へのインセンティブを付与することにより、当社の株価や業績に対する社員の意識をより一層高めることで中長期的な企業価値の向上を図るとともに、グループ社員持株会の活性化を進めることを目的として本制度を導入いたします。

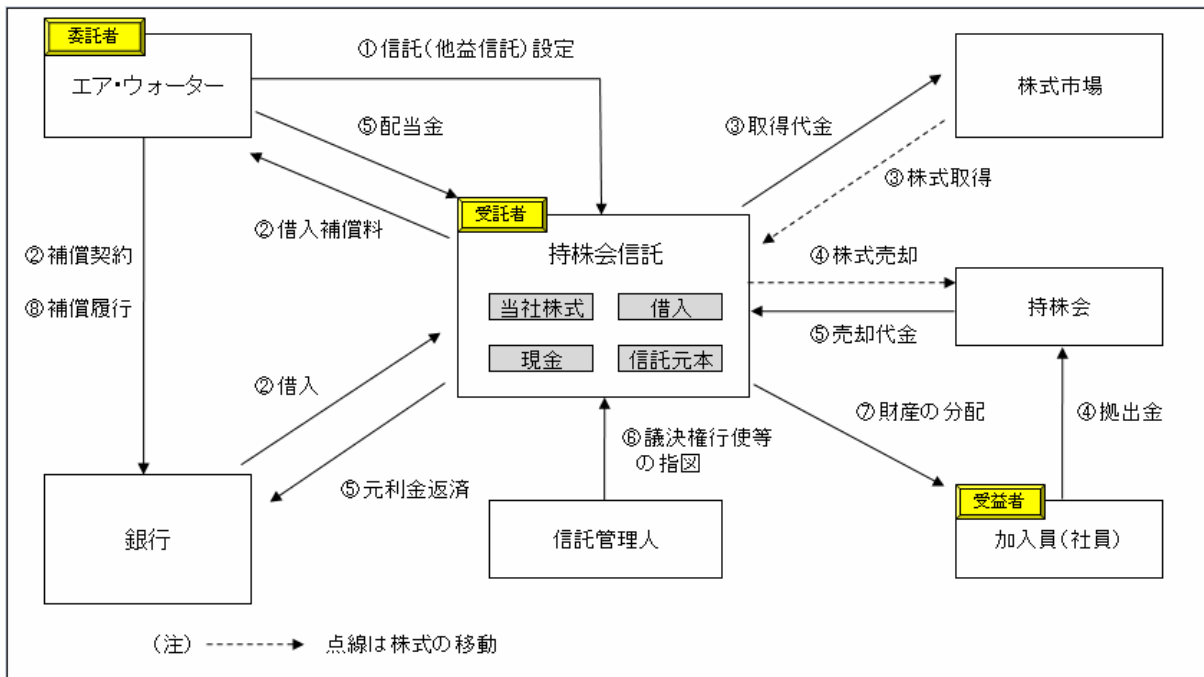
#### 2. 本制度の概要

本制度は、「エア・ウォーターグループ持株会」(以下、「持株会」といいます。 )に加入する全ての当社グループ社員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当社が信託銀行に持株会専用の信託(以下、「持株会信託」といいます。 )を設定し、持株会信託は、今後 5 年間にわたり持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行った上で、株式市場から予め定める期間中に取得します。その後、持株会信託は、持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を機械的かつ継続的に持株会に売却していき、持株会信託の信託財産に属する当社株式の全てが売却された場合などに持株会信託は終了することになります。信託終了時点までに、当社株価の上昇により株式売却益相当額が累積した場合には、持株会信託は、これを残余財産として受益者要件を充足する当社グループ社員に対して分配します。

なお、当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入について、貸付人である銀行との間で補償契約を締結します。従って、当社株価の下落により株式売却損相当額が累積し、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が銀行に対して残存債務を一括して弁済することになります。

### 3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、信託契約において定められた一定の要件を充足する当社グループ社員を受益者として持株会信託（他益信託）を設定します。
- ② 持株会信託は、銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に際しては、当社、持株会信託及び銀行の三者間で、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が銀行に対して残存債務を弁済する旨の補償契約を締結します。なお、当社は、当該補償の対価として持株会信託から適正な補償料を受け取ります。
- ③ 持株会信託は、持株会が今後5年間にわたり取得すると見込まれる相当数の当社株式を株式市場から予め定める期間中に取得します。
- ④ 持株会信託は、信託期間を通じ、持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、上記③に従って取得した当社株式を機械的かつ継続的に持株会に対して時価で売却します。
- ⑤ 持株会信託は、持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、保有株式に対する配当金等を原資として、銀行からの借入の元利金返済に充当します。
- ⑥ 信託期間を通じ、受益者のために選任された信託管理人が、持株会信託内の当社株式の議決権行使、その他の信託財産管理の指図を行います。
- ⑦ 上記⑤による借入金の返済後に持株会信託内に残余財産がある場合には、信託契約において予め定められた受益者要件を充足する当社グループ社員に対して、当該受益者が持株会を通じて信託期間内に買い付けた当社株式の数等を基礎とした一定の算式に基づき算出される受益者持分割合に応じて分配されます。
- ⑧ 上記⑤による借入金の返済後に持株会信託に借入債務が残存する場合には、上記②記載の補償契約に基づき、当社が残存債務を弁済します。

#### 4. 持株会信託の概要

- (1) 委託者 当社
- (2) 受託者 住友信託銀行株式会社（再信託受託先：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
- (3) 受益者 受益者要件を充足する当社グループ社員（信託契約に定める受益者確定手続開始事由の発生後、信託契約において予め定められた一定の要件を充足する当社グループ社員が受益者として確定されます。）
- (4) 信託管理人 当社と利害関係のない第三者
- (5) 信託契約日 平成 22 月 5 月 17 日
- (6) 信託の期間 平成 22 年 5 月 17 日から平成 27 年 7 月 31 日まで
- (7) 信託の目的 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付

#### 5. 持株会信託による当社株式の取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 株式の取得価格の総額 1,725,000,000 円を上限とする。
- (3) 株式の取得期間 平成 22 年 5 月 18 日から平成 22 年 6 月 24 日まで
- (4) 株式の取得方法 取引所市場より取得

以 上